

【送付先】鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課 あて
ファクシミリ：0857-26-8169 電子メール：hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp

「働きやすい職場づくり・人材活用促進」に係る相談申込書
(兼雇用・働き方政策課相談受付票)

申込日：令和 年 月 日

社名		代表者			
業種		担当者			
所在地	〒 -	資本金	万円	従業員数	名
電話	メール又はファックス				
顧問又は希望の専門家	無 ・ 有 (職： 氏名：)				
男女共同参画推進企業	認定済 ・ 未認定 (今後申請予定) ・ 未認定 (申請予定なし)				
支援の期限の有無	無 ・ 有 (時期： 理由：)				

就業規則等の作成・改正 (社会保険労務士)

希望する相談・支援 ((1)~(14)のいずれかに○又は✓チェックマークを付けてください。)

<就業規則の有無> あり (最終改正 年 月) なし
<改正希望内容> 新規作成・全面改正 一部改正

(1) 鳥取県男女共同参画推進企業認定に係る就業規則の作成・改正	(8) 雇用シェア (在籍型出向) の支援
(2) 有給休暇の半日単位、時間単位取得の導入	(9) 病気等を治療している者の雇用促進に向けた取組 (勤務時間・休暇の配慮等)
(3) フレックスタイム制度、短時間勤務制度、変形労働時間制等の導入	(10) 法令で定める以外の独自の休暇制度の創設 (ドナー休暇、ボランティア休暇、自己啓発休暇等)
(4) 勤務間インターバル制度の導入	(11) 高齢者の雇用促進に向けた取組 (定年延長、昇給等の処遇改善等)
(5) 在宅勤務、テレワーク等の導入	(12) 障がい者の雇用促進に向けた取組 (障がい者に配慮した勤務時間の設定等)
(6) 兼業・副業の許可	(13) 外国人材の適切な雇用に向けた取組 (寄宿舍規則の作成、思想信条に合わせた就業時間の設定等)
(7) 非正規・正規労働者の不合理な待遇の解消に向けた取組 (処遇に関する規程の見直し等)	(14) その他就業規則等に関する相談 (内容：)

上に当てはまらない相談事項、具体的な相談事項があれば記入してください (別紙でも可)。

相談の内容 (該当する番号全てに○又は✓チェックマークを付けてください。)

※寄せられた相談内容及び改善の取組については、今後、働き方改革を進める上での施策検討の参考や、県内企業への普及啓発に活用させていただくため、情報提供をお願いすることがあります。また、支援を担当する関係機関に情報を提供する場合があります。